

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年10月7日（平成28年（行情）諮問第615号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行情）答申第836号）

事件名：特定工事について作成された土地調書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成28年2月2日付け国近整総情第3293-2号及び同月15日付け国近整総情第3293-3号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 行政文書開示決定通知書（国近整総情第3293-2号および3号）、不開示とした部分とその理由につき、法9条1項1号の適用に誤りがあるので、不開示とした部分のうち「印影」以外の情報を開示してください。

イ 本件開示決定は、不開示とした理由として、不開示部分にかかる情報のうち①土地調書記載の物件所有者の「住所」「氏名」物件の「種類」「形状」「寸法」「数量」、②物件調書に添付されている図面に示す物件所有者の「住所」「氏名」「樹種」「名称」（以下、「本件不開示情報」）が同号に該当するとしています。しかし、これらの情報は、個人情報として保護の対象となる「情報」（法5条1号）に該当しません。同号の情報とはどのような情報をいうか以下検討します。

ウ この点、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）。同

号の趣旨は、国民の知る権利および行政の透明性確保の要請の一方で、個人情報公開されることによる個人のプライバシー情報保護の要請に配慮する趣旨です。すなわち、文書の性質が、登記記載事項の書式を変えただけであるもの等の場合、そこに記載されている住所、氏名等は当然公開が予定されている情報でありプライバシーとして保護される情報に当たらずしたがって同号の「情報」に当たりません。

エ 本件開示対象は、土地調書および物件調書です（以下「調書」という。）。本件調書は登記事項の書式を変えただけという性質の文書です。したがって、調書記載の住所、氏名および物件の種類などの情報は、当然公開が予定されている情報でありプライバシー権で保護される情報ではなく、法5条1号の情報にあたりません。

オ よって、本件行政文書開示決定通知書により不開示とされた部分のうち「印影」以外の情報を開示してください。

(2) 意見書

審査請求人から、意見書の内容を諮問庁の閲覧に供することについて同意する旨の意見が示されていないので、本答申ではその内容を記載しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書①及び文書②（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めたものである。

(2) これを受けて、処分庁は、文書②について文書不存在を理由とする不開示決定を行い、また、文書①について別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（本件対象文書）を特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、原処分の取消しを求めて審査請求を提起したものである。

2 土地調書及び物件調書について

公共事業を行う際、土地の収用又は使用について任意に権利者の協力が得られない場合、起業者（土地収用法3条に列挙されている公共の利益となる事業を施行する者）は事業認定を受けた後、収用委員会から権利取得裁決及び明渡裁決を受ける必要がある。権利取得裁決の申請には土地調書、明渡裁決の申請には物件調書を添付する必要がある。

これらの調書を基にしてその後の裁決手続が行われることから、調書には収用又は使用しようとする土地や物件の状況、権利関係などを記載しなければならない。

具体的には、土地調書には、土地所有者ごとに取得対象地について土地

の所在地，地番，土地登記簿記載の地目及び地積，現況地目，取得予定地の実測面積等を記載する（土地収用法 37 条 1 項）。物件調書には，物件がある土地の所在，地番，地目，物件の種類等（土地収用法 37 条 2 項）を記載する。両調書ともに，起業者，土地所有者，関係人等の立会と署名・押印が必要となる。

なお，土地の収用又は使用について任意に権利者の協力が得られた場合でも，近畿地方整備局用地事務取扱規則に基づき上記と類似の土地調書・物件調書を作成しなければならない。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は，原処分のうち印影以外の部分を開示せよと主張するので，以下，印影以外の不開示部分の処分の妥当性について検討する。

(1) 法 5 条 1 号該当性

ア 署名

土地所有者の署名（文書 1，文書 3 及び文書 5），物件所有者の署名（文書 4），立会人の署名（文書 3 及び文書 4），不在者財産管理人である司法書士及び特定の団体の代表者の署名（文書 5）は，その固有の形状が個人識別情報として意味を持っているというべきであり，法 5 条 1 号本文に該当する個人の情報である。それぞれの署名は公にされる慣行はないため，法 5 条 1 号イに該当せず，不開示とすることが妥当である。

イ 氏名，住所

物件所有者の氏名（添付図面に示されているものも含む。）（文書 2，文書 4 及び文書 6），物件所有者の住所（添付図面に示されているものも含む。），請負者の資格名称・作成者（添付図面に示されているものも含む。）（文書 2 及び文書 6），関係人の氏名・住所，所有権以外の権利のうち用益物権等の権利者の氏名（文書 5）は，法 5 条 1 号本文に該当する個人の情報である。これらの情報は，法令の規定により又は慣行として公にされる情報ではないため，法 5 条 1 号イに該当せず，不開示とすることが妥当である。

ウ 物件の種類

物件の種類，数量（文書 2，文書 4 及び文書 6），形状寸法，図面に示す樹種，名称，形状寸法，数量，工作物の詳細（文書 2），立木，建物，工作物，動産等の詳細（添付図面に示されているものも含む。）（文書 6），所有権以外の権利のうち用益物権等の種類（文書 5）は，個人の財産に関する情報であるから，法 5 条 1 号本文に該当する個人の情報である。これらの情報は，法令の規定により又は慣行として公にされる情報ではないため，法 5 条 1 号イに該当せず，不開示とすることが妥当である。

エ その他

土地所有者の主張（文書3）は、法5条1号本文に該当する個人の情報であって、不開示とすることが妥当である。

（2）法5条2号イ該当性

法人の住所、名称、物件の種類、形状、寸法、数量部分、工作物の詳細部分は、公にすると法人の財産状況が明らかになってしまうので、法人の内部情報として法5条2号イに該当する情報であって、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のことから、諮問庁としては、別表1に記載する部分を不開示とした原処分は、妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年10月7日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月25日 | 審議 |
| ④ | 平成29年2月6日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月20日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑥ | 同年3月6日 | 審議 |
| ⑦ | 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書①及び文書②（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、文書②について、文書不存在を理由として不開示決定を行い、文書①について、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（本件対象文書）を特定し、別表1に掲げる部分を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、不開示部分のうち印影を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）法5条1号該当性について

ア 自署の署名

（ア）本件対象文書を見分すると、①土地所有者である個人及び特定の団体の代表者の自署の署名（文書1、文書3及び文書5）、②不在者財産管理人である司法書士の自署の署名（文書5）並びに③立会

人である特定地方公共団体職員の自署の署名（文書 3 及び文書 4）が不開示とされていることが認められる。

（イ）上記（ア）①ないし③に係る個人の氏名については、それぞれ法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、①ないし③の法 5 条 1 号ただし書該当性及び部分開示の可否について、以下、検討する。

a 文書 1、文書 3 及び文書 5 は、土地収用法 3 6 条又は地方整備局用地事務取扱規則 1 4 条の規定により作成された土地調書であるところ、当該土地調書には、土地収用法 3 6 条 2 項又は地方整備局用地事務取扱規則 1 4 条 1 項により、それぞれ土地所有者及び関係人並びに土地等の権利者の署名押印が求められている。

当該土地調書に記載された①及び②の土地所有者である個人及び特定の団体の代表者並びに不在者財産管理人である司法書士の自署の署名は、その固有の形状が当該土地調書の真正を示す認証的機能を有するものであり、これを公表する慣行があるとは認められないため、法 5 条 1 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存せず、法 6 条 2 項による部分開示の余地はない。

b 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、③の特定地方公共団体職員の自署の署名を不開示にした経緯等を改めて確認させたところ、処分庁の職員が当該特定地方公共団体における職員の氏名の公表慣行について当該特定地方公共団体に確認したところ、職員の氏名及び自署による署名については、役職にかかわらず公表慣行はないため、法 5 条 1 号ただし書イの法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当せず、不開示としたとのことである。

また、当審査会事務局職員をして独立行政法人国立印刷局発行の「職員録（平成 2 8 年版）下巻」について確認させたところ、当該特定地方公共団体の課長級以上の職員の氏名は記載されているものの、本件のように係長級の職員の氏名が記載されている事実は認められなかった。

そうすると、本件の当該特定地方公共団体の職員の氏名（活字及び自署の署名）について公表慣行があるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も存せず、法 6 条 2 項による部分開示の余地もない。

（ウ）以上のことから、①ないし③について、法 5 条 1 号に該当すると

認められるので、不開示としたことは妥当である。

イ 氏名、資格名称及び住所

本件対象文書を見分すると、①添付図面の作成者の氏名及び資格名称（文書 2 及び文書 6 の添付図面）、②関係人の氏名及び住所並びに③所有権以外の権利のうち用益物権等の権利者の氏名（文書 5）が不開示とされていることが認められる。

（ア）①添付図面の作成者の氏名及び資格名称

①添付図面の作成者の氏名及び資格名称については、一体として法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

次に法 6 条 2 項による部分開示の可否について検討すると、添付図面の作成者の氏名は個人識別部分であることから、部分開示の余地はないが、図面作成者の資格名称については、これを公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから、開示すべきである。

（イ）②関係人の氏名及び住所並びに③所有権以外の権利のうち用益物権等の権利者の氏名

②及び③の氏名及び住所は、一体として法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法 5 条 1 号ただし書について検討すると、②及び③の氏名及び住所は、既に開示されている土地の地番等の情報から得られる不動産登記簿上では確認することはできないため、当該氏名及び住所については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も存しない。

さらに、法 6 条 2 項による部分開示の可否について検討すると、氏名及び住所は一体として個人識別部分に該当することから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 1 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 物件所有者の氏名・住所、物件の種類等及び土地所有者の主張等

本件対象文書を見分すると、①物件所有者の氏名及び住所（文書 2、文書 4、文書 6 及び添付図面）、②物件の種類、形状寸法及び数量（文書 2、文書 4 及び文書 6）、③図面に示す樹種、名称、形状寸法、数量及び工作物の詳細（文書 2 の添付図面）、④立木、建物、工作物、

動産等の詳細（文書6の添付図面），⑤土地所有者の主張等（文書3）並びに⑥所有権以外の権利のうち用益物権等の種類（文書5）が不開示とされていることが認められる。

①ないし④の不開示部分は，一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，また，⑤及び⑥の不開示部分についても，既に開示されている土地所有者の氏名や土地の地番等の情報とあいまって，一体として同号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書について検討すると，①ないし⑥の不開示部分は，既に開示されている土地の地番等の情報から得られる不動産登記簿上では確認することはできないため，①ないし⑥の不開示部分については，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とはいえず，同号ただし書イに該当するとは認められない。また，同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も存しない。

さらに，法6条2項による部分開示の可否について検討すると，①については，一体として個人識別部分に該当するため，部分開示の余地はなく，②ないし④及び⑥を公にした場合，知人等の一定範囲の者であれば個人を特定できる可能性があり，それらの者に財産等の情報を知られることになって個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，同項による部分開示はできない。また，⑤については，原処分で氏名が開示されているから，同項による部分開示の余地はない。

したがって，①ないし⑥の不開示部分は，法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

（2）法5条2号イ該当性について

本件対象文書を見分すると，文書5において，土地所有者の関係人である法人の住所及び名称，文書6（添付図面に示されているものを含む。）において，物件所有者である法人の住所，名称，物件の種類，形状寸法，数量及び工作物の詳細が不開示となっていることが認められる。

当該不開示部分は，土地所有者と法人との権利関係に係る情報及び法人の財産に関する情報であり，既に開示されている土地の地番等の情報から得られる不動産登記簿上でも確認することができないものであると認められる。これらが公になると，法人の内部情報である財産等の情報がうかがい知られることとなり，法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，当該不開示部分は，法5条2号イに該当し，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表2に掲げる部分を除くその余の部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

文書① 特定工事について作成された土地調書・物件調書

文書② 予備的に土地所有者一覧

2 本件対象文書

文書1 特定工事（特定地区）の近畿地方整備局用地事務取扱規則第14条の規定により作成した土地調書

文書2 特定工事（特定地区）の近畿地方整備局用地事務取扱規則第14条の規定により作成した物件調書

文書3 特定工事（特定地区）の土地収用法第36条の規定により作成した土地調書

文書4 特定工事（特定地区）の土地収用法第36条の規定により作成した物件調書

文書5 特定工事（特定地区以外）の近畿地方整備局用地事務取扱規則第14条の規定により作成した土地調書

文書6 特定工事（特定地区以外）の近畿地方整備局用地事務取扱規則第14条の規定により作成した物件調書

別表 1

不開示とした部分	原処分における不開示理由	該当する本件対象文書
自署による署名，印影	法 5 条 1 号	文書 1
物件所有者の住所，氏名，印影 物件の種類，形状寸法，数量， 添付図面の請負者の資格名称・作成者の氏名， 添付図面の樹種，名称，形状寸法，数量，工作物の詳細	法 5 条 1 号	文書 2
自署による署名，印影 土地所有者の主張等が記載されている箇所	法 5 条 1 号	文書 3
自署による署名，印影 物件の所有者の氏名 物件の種類，数量	法 5 条 1 号	文書 4
自署による署名，印影 関係人の住所，氏名 所有権以外の権利のうち用益物権等の用益物権等の種類，権利者の氏名	法 5 条 1 号 法 5 条 2 号イ	文書 5
物件所有者の住所，氏名，印影 物件の種類，形状寸法，数量， 添付図面の請負者の資格名称・作成者の氏名， 添付図面の立木，建物，工作物，動産等の詳細	法 5 条 1 号 法 5 条 2 号イ	文書 6

別表 2

開示すべき部分	該当する本件対象文書
添付図面の作成者の資格名称	文書 2 及び文書 6 の添付図面